

倶知安町原子力災害避難等措置計画の修正概要について

1 計画修正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえた感染症対策及び国の防災基本計画の改正等を踏まえ、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行う。

2 修正の概要

(1) 感染症対策の追加

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下における防護措置の対応について、「感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針（北海道総務部危機対策局）」に基づく感染症対策内容を追加。（第10章）

※「第10章 感染症対策」の主な記載事項については、以下のとおり。

- ・ 避難や屋内退避に当たり、**マスクの着用確認や手指消毒、検温等による住民の健康確認、感染疑い者とそれ以外の者との分離、人と人との間隔の確保**といった**感染症対策**を実施。
- ・ 密集を避けるため、必要に応じて、**バス避難時の集合の分散化や避難退城時検査場所の増設等の措置**を講ずる。
- ・ 被ばくを避けるため、**全面緊急事態以降のバス避難（UPZ内に限る）や屋内退避では原則として換気はしない。**

(2) その他

ア 原子力災害対策特別措置法の改正による修正

イ 表記の修正など